

鳥取県県土整備部設計単価・歩掛決定要領

1 適用範囲

この要領は、鳥取県県土整備部が設計単価・歩掛を決定するに当たっての取扱について定めたものである。

なお、この要領によることが著しく不適當であると認められるものについては、別途運用できるものとする。

2 用語の定義

- (1) 物価資料 … (財) 建設物価調査会発行の「月刊建設物価」、「建設物価ニュース速報」及び(財) 経済調査会発行の「月刊積算資料」、「週刊速報物価版」をいう。
- (2) 見積書 … メーカー、商社、建設会社等から徴収した見積りをいう。
- (3) 設計単価 … 設計に用いる材料単価をいう。
- (4) 設計歩掛 … 設計に用いる施工歩掛及び業務歩掛をいう。
- (5) 公表価格 … メーカー等のカタログに掲載されている参考単価(メーカー希望価格)、参考歩掛をいう。
- (6) 実勢価格 … 市場で実際に取引されている価格をいう。
- (7) 異常値 … 見積りの内容に不備があるもの、見積価格が公表価格となっているもの又は見積りの平均価格に対して30%以上の差異があるものをいう。
- (8) 再構成 … 見積書の各費目の単価を鳥取県が制定している土木工事標準積算基準書(歩掛及び機械損料を含む)、業務関係標準積算基準書、土木工事实施設計単価表(労務単価及び市場単価を含む)、その他通知、要領等で定められた歩掛、単価又は物価資料で置き換えることをいう。
- (9) 平均直下 … 平均値に一番近い平均値以下の価格をいう。

3 設計単価・歩掛決定の方法

3-1 材料単価決定方法

適用優先順位は次のとおりとする。

1. 鳥取県土木工事実施設計単価表
2. 物価資料
3. 特別調査
4. 見積書

(1) 物価資料による場合

月刊建設物価の鳥取県、中国又は全国価格を採用することを原則とし、月刊建設物価に掲載されていない材料については、月刊積算資料の鳥取県、中国又は全国価格を採用する。

ただし、価格の変動が特に著しい材料にあつては、速報版の価格を採用することができるものとする。

なお、物価資料の価格を採用するに当たっては、価格を調査した段階及び価格の適用等の条件を確認し、その適用を誤らないよう十分注意すること。

ア 実勢価格の場合

物価資料には実勢価格として、大口需要者渡し価格、小口需要者渡し価格があるが、原則として大口需要者渡し価格を採用するものとする。

なお、特別の場合は実情にあったものとする。

イ 公表価格の場合

公表価格で記載されている場合は、そのまま採用せず見積り等により決定するものとする。

(2) 特別調査による場合

次のものについて特別調査を実施することとし、材料単価を適切に把握できる調査機関に委託した特別調査価格を採用する。

なお、特別調査は技術企画課が行うので、事前に技術企画課と協議を行うこと。

ア 橋梁用大型ゴム支承

イ PC桁

ウ 1 資材で材料単価 1 0 0 万円以上のもの及び 1 工事当たりの材料価格（材料単価に使用数量を乗じたもの）が 5 0 0 万円以上のもの

エ 凍結防止剤

オ (1) の単価決定方法により難しいもの

カ 特別な事情により特別調査が必要となるもの

(3) 見積書による場合

物価資料に実勢価格が掲載されていない場合及び特別調査によらない場合は、見積りにより決定する。

なお、カタログ等に記載されている価格についても、そのまま採用しないで見積りにより決定する。

ア 見積りを徴収する場合は、現場渡し価格とし、加工を含む材料の場合は加工を含んだ価格とするほか、形状寸法、品質、規格、数量、納入時期、納入場所、見

積り有効期限及び消費税相当分を含まない等の条件を提示し、必要に応じ、資材の形状や規格が確認できる図面（類似品の図面を除く）を添付した上で、別添様式1及び別紙見積項目表により見積り依頼を行うものとする。ただし、これにより難しい場合は任意様式とすることができる。

また、見積り依頼を行うときは、別紙見積項目表の電子データを、紙文書と併せて送付するものとする。

なお、緊急を要する場合は電子メール及びファクシミリを使用して徴収しても良いが、後日正式に紙文書による依頼文書を送付すること。

イ 見積りの徴収先は、原則として建設業者に直接材料を納入する県内の販売店（資材商社等）とする。ただし、メーカーから直接建設業者へ製造・納入される材料については県内メーカーから徴収する。なお、県内に販売店又はメーカーが無い場合は、県外から徴収することができる。

ウ 見積りを徴収する場合は、原則として5社以上から徴収し、設計単価は異常値を排除した3社以上の平均値とする。なお、1円未満は切り捨てること。

エ 見積りが3社に満たない場合は、見積価格の最低値を設計単価とする。

オ 徴収結果において、過去の実績、他の類似品と比較して明らかに、実勢価格が乖離している場合は再見積りを行うことができることとする。

カ アからオにより材料単価の決定が困難な場合は、別途各材料の特性を考慮した方法を採用することができるものとする。

3-2 施工歩掛決定方法

適用優先順位は次のとおりとする。

1. 鳥取県土木工事標準積算基準書
2. 省庁が制定した基準
3. 公的機関が制定した基準
4. 見積書

(1) 鳥取県土木工事標準積算基準書、省庁が制定した基準又は公的機関が制定した基準による場合

掲載されている歩掛をそのまま使用することとし、歩掛の基本構成を変更して使用しないこと。ただし、変更することに妥当性があると認められる場合はこの限りではない。

(2) 見積書による場合

ア 依頼先

業者の技術力、過去の実績、流通経路等を総合的に判断して、原則県内3社以上から徴収するものとする。ただし特殊工法、特許工法等で、取扱メーカー、商社数が限定されている場合はこれによらないが、依頼先選定理由の整理をしておくこと。

イ 依頼方法

別添様式2「見積書の提出について（依頼）」により見積りの徴収を行うこと。ただし、これにより難しい場合は任意様式とすることができる。

見積りの提出依頼について、緊急を要する場合は電子メール及びファクシミリを使用して徴収しても良いが、後日正式に紙文書による依頼文書を送付すること。

ウ 依頼内容

(ア) 労務は鳥取県が単価を定めている職種の中から採用すること。

(イ) 直接工事費と間接工事費は明確に分けて見積りを徴収すること。ただし、見積内訳を直接工事費と間接工事費に分けることができない場合、又は施工方法及び施工内訳が不明で施工単価及び施工歩掛の見積りが徴収できない場合においては直接工事費と間接工事費を合わせた総合見積りとして徴収できるものとする。

エ 決定方法

(ア) 見積書において、再構成できる項目は再構成を行うこととする。

(イ) 損料及び賃料の見積りを徴収する場合は、建設機械等の基礎価格、耐用年数等（損料額算定に必要な諸数値）も同時に依頼することとし、損料及び賃料についても再構成できる項目は再構成を行うこととする。

(ウ) 再構成後の見積書において、異常値を排除した平均直下の歩掛を設計歩掛とする。

(エ) 各見積書のうち、最低価格の費目を寄せ集めて歩掛を作成する手法は行わないこと。

(オ) 徴収結果において、過去の実績、他の類似歩掛と比較して明らかに、実勢価格が乖離している場合は再見積りを行うことができることとする。

3-3 業務歩掛決定方法

適用優先順位は次のとおりとする。

1. 鳥取県業務関係標準積算基準書
2. 省庁が制定した基準
3. 公的機関が制定した基準
4. 見積書

(1) 鳥取県業務関係標準積算基準書、省庁が制定した基準又は公的機関が制定した基準による場合

掲載されている歩掛をそのまま使用することとし、歩掛の基本構成を変更して使用しないこと。ただし、変更することに妥当性があると認められる場合はこの限りではない。

(2) 見積書による場合

ア 依頼先

測量等業務における業務価格の見積徴取先の選定方法について（平成19年7月6日付第200700056701号県土整備部長通知）による。

イ 依頼方法

別添様式3「見積書の提出について（依頼）」により見積りの徴収を行うこと。ただし、これにより難しい場合は任意様式とすることができる。

見積りの提出依頼について、緊急を要する場合は電子メール及びファクシミリを使用して徴収しても良いが、後日正式に紙文書による依頼文書を送付すること。

ウ 依頼内容

(ア) 労務は鳥取県が単価を定めている職種の中から採用すること。

(イ) 直接人件費等と諸経費は明確に分けて見積りを徴収すること。ただし、見積内訳を直接人件費等と諸経費に分けることができない場合、又は方法及び内訳が不明で業務単価及び業務歩掛の見積りが徴収できない場合においては直接人件費等と諸経費を合わせた総合見積りとして徴収できるものとする。

エ 決定方法

(ア) 見積書において、再構成できる項目は再構成を行うこととする。

(イ) 損料及び賃料の見積りを徴収する場合は、建設機械等の基礎価格、耐用年数等（損料額算定に必要な諸数値）も同時に依頼することとし、損料及び賃料についても再構成できる項目は再構成を行うこととする。

(ウ) 再構成後の見積書において、異常値を排除した平均直下の歩掛を設計歩掛とする。

(エ) 各見積書のうち、最低価格の費目を寄せ集めて歩掛を作成する手法は行わないこと。

(オ) 徴収結果において、過去の実績、他の類似歩掛と比較して明らかに、実勢価格が乖離している場合は再見積りを行うことができることとする。

附 則

この要領は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月27日から施行する。

附 則

この改正は、令和元年10月10日から施行する。

別添（様式1）

第 号
平成 年 月 日

様

鳥取県〇〇〇〇〇〇所長 印

見積書の提出について（依頼）

このことについて、事業執行上の参考資料としたいので、下記により、当該資材についての見積価格を提出していただきますようお願いいたします。

記

品 目	別紙見積項目表のとおり
納入時期	平成 年 月 頃
納入場所	
据 付 費	・含む ・含まない
納 期	ヶ月
見積有効期間	ヶ月 (又は平成 年 月 日まで)
工場検査	<input type="checkbox"/> 社内 <input type="checkbox"/> 立会
見積価格構成	<input type="checkbox"/> 製造原価 <input type="checkbox"/> 商品仕入価格 <input type="checkbox"/> 現場持込価格
参 考 函	<input type="checkbox"/> 有り（設計会社名： ） <input type="checkbox"/> 無し

- 注）・消費税相当額抜きの価格を提示してください。
・依頼内容について、疑義のある場合は、担当者までご連絡ください。
・貴社の製品を指定したものではありませんのでご承知ください。

- 2 見積提出期限 平成 年 月 日
3 担当者職氏名 (所属名、職名、氏名)
4 問合せ先・提出先 (住所、電話番号等)

別添（様式2）

第 号
平成 年 月 日

様

鳥取県〇〇〇〇〇〇所長 印

見積書の提出について（依頼）

このことについて、事業執行上の参考資料としたいので、下記により、〇〇〇〇〇についての見積を提出していただきますようお願いいたします。

記

施工内容、数量、単位、仕様等	
現場条件 (大型車両の搬入可否、時間の制約等)	
施工時期	平成 年 月頃
施工日数	
見積有効期間	ヶ月 (又は平成 年 月 日まで)
参考図	<input type="checkbox"/> 有り（設計会社名： ） <input type="checkbox"/> 無し
その他	

- 注) ・消費税相当額抜きの価格を提示してください。
・依頼内容について、疑義のある場合は、担当者までご連絡ください。
・貴社の施工を指定したものではありませんのでご承知ください。
・労務は鳥取県が単価を定めている職種の中から採用してください。
・直接工事費と間接工事費は分けて計上してください。

- 2 見積提出期限 平成 年 月 日
3 担当者職氏名 (所属名、職名、氏名)
4 問合せ先・提出先 (住所、電話番号等)

別添（様式3）

第 号
平成 年 月 日

様

鳥取県〇〇〇〇〇〇所長

見積書の提出について（依頼）

このことについて、事業執行上の参考資料といたしたく、下記により、〇〇〇〇〇についての見積を提出していただきますようお願い申し上げます。

記

業務内容、数量、単位等	
現場条件 (大型車両の搬入可否、時間の制約等)	
業務時期	平成 年 月頃
見積有効期間	ヶ月 (又は平成 年 月 日まで)
参考資料	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し
その他	

- 注) ・消費税相当額抜きの価格を提示してください。
・依頼内容について、疑義のある場合は、担当者までご連絡ください。
・貴社への委託を指定したものではありませんのでご承知ください。
・労務は鳥取県が単価を定めている職種の中から採用してください。
・直接人件費等と諸経費は分けて計上してください。

- 2 見積提出期限 平成 年 月 日
3 担当者職氏名 (所属名、職名、氏名)
4 問合せ先・提出先 (住所、電話番号等)

別紙（見積項目表）

品名	規格・寸法	数量	単位	単価	備考

（注意事項）

- ・ 使用予定数量が分かる場合は、数量欄に記載のこと。（概算数量可）
- ・ 参考としたメーカー名や型式が分かる場合は、備考欄に記載のこと。